資料6

2021 年 11 月 18 日

車いす用駐車スペースに関するアンケート結果

DPI 日本会議

【募集期間】2021年9月15日（水）～10月4日（月）
【募集方法】web フォームにて記入
【回 答 数】224人（車いす利用者195人）

1. 回答者の情報

（1） 障害の状況

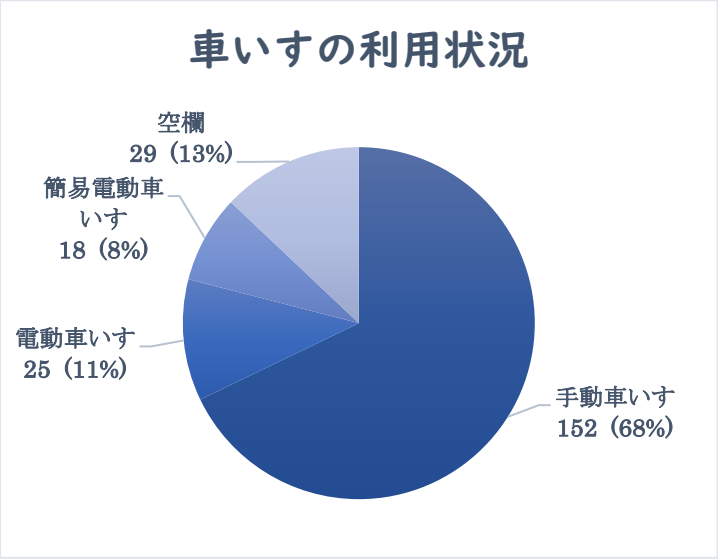

① 手動車いすを利用　152 人
② 簡易電動車いすを利用　18 人
③ 電動車いすを利用　25 人
④ 空欄　29 人

（2） 運転の有無

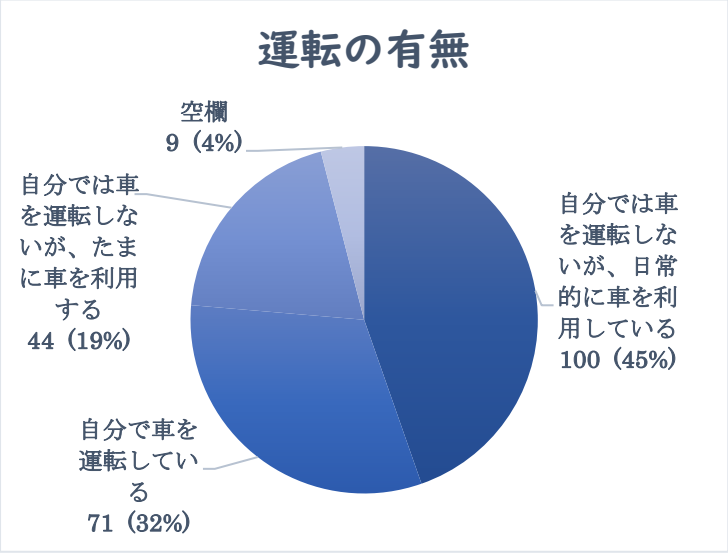

① 自分で車を運転している。　71 人
② 自分では車を運転しないが、日常的に車を利用している。　100 人
③ 自分では車を運転しないが、たまに車を利用する。　44 人
④ 空欄　9 人

（3）　どこで乗降しているか

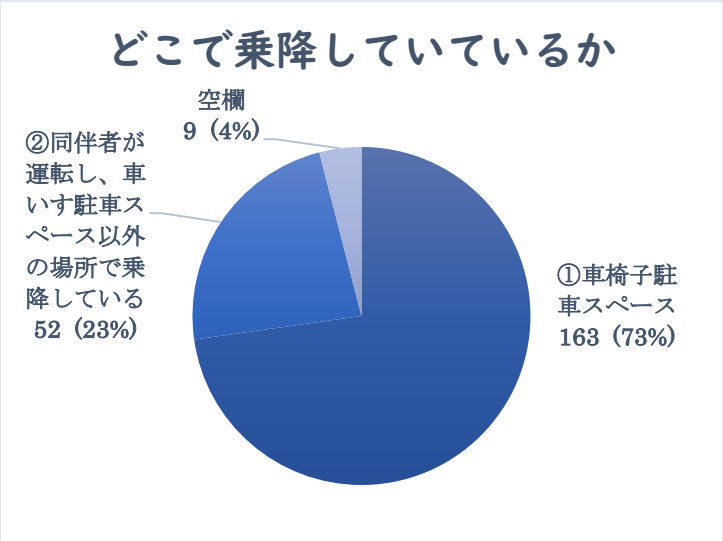

① 車いす駐車スペース　163人
② 同伴者が運転し、車いす駐車スペース以外の場所でじょうこうしている　52人
③ 空欄　9人

2. パーキングパーミット制度

（1）　パーキングパーミット制度を知っているか？

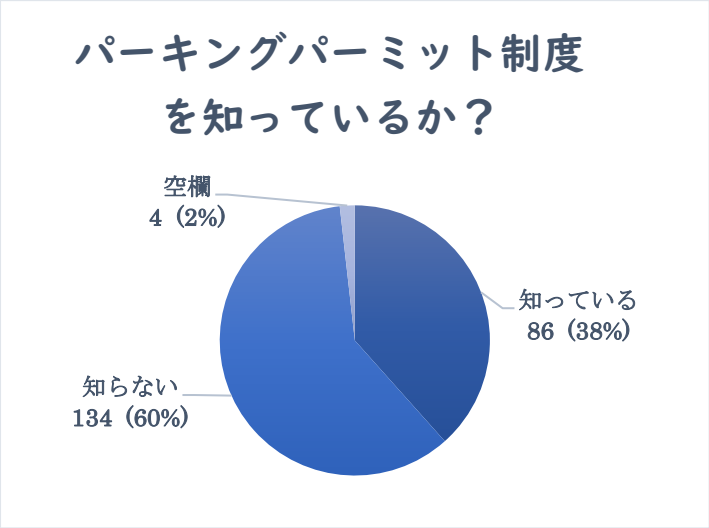

① 知っている　86人
② 知らない　134人
③ その他　4人

（2）　パーキングパーミットを利用したことがあるか？

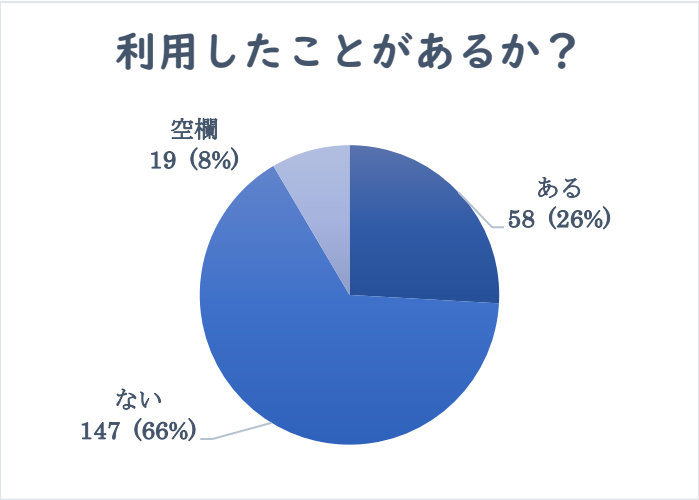

① ある　58人
② ない　147人
③ 空欄　19人

（3）　どのような問題を感じているか（主な意見を抜粋）

①　絶対的な数が少ない（意見多数）

・　総数が少ない。
・　空いていないことが多い。もっと増えてほしい。

②　車いす用駐車スペースに他の人が駐めている（意見多数）

・　車いすじゃない人が使っていて使えない
・　一般スペースのパーキングパーミットと、幅があるパーキングパーミットの違いを知らない人が多い。
・　許可証を掲示していても車いすも杖も使わず普通に歩ける人たちが車から降りてくるのを度々見かける。
・　健全な高齢者が利用している。妊婦さんなのか小学生の子供をのせている女性が多い。

・ 高齢者や子連れが多く駐めてしまい車いすユーザーが駐車できにくい。

③ 利用対象者

・ 広さが必要な人、近さが必要な人は異なるにもかかわらず、十把一絡げに車いす駐車場としていることも問題を大きくする原因になりうる。

・ 車いすスペースがいわゆるおもいやり駐車場と同等に扱われることが多く、対象者が多すぎてここ以外使えない人が空いていないので使えないことがある。

・ 一人で車いすユーザーが運転する場合が1番この駐車場を必要としていると思うので、障害者の中でも優先度合いがあると思う。

・ 高齢者、妊婦、障害者誰でも駐めて良いとなると高齢者が人口的に一番多いので車いすユーザーは駐められない事が多い。

・ 広いスペースが何の為に必要かの周知が必要だと思う。車いすユーザーは勿論だけど、例えば双子ベビーカーを利用している家族にも必要。障害により衝動性のある人も利用したいと思うのでは。身体障害者イコール広いスペースではないと思うので、必要に応じてパーキングパーミットを発行する事も大事ではと思う。

・ **被介護者が力の制御ができないため、他者の安全のために「広く場所の取れる」車いすスペースを使わざるを得ない。**（ドアを開ける際に他者の車に傷をつけたり、無理矢理車の隙間から出ようとして飛び出したりする。）車いすでないことで非難を受けることがある。なお、パーキングパーミットは手続き済み。さらに、**複数介護のため、車いす限定にされてしまうと、身動きがとれない。**

・ 歩けないわけではないが、**過労による体調急変の可能性があるため、遠くには駐められない。**近いところだと車いすスペースしか空いていない。**一般スペースと同じ大きさでよいから、専用スペースがほしい。**すべての表示を車いすにされると、車いす以外で必要としている人には使いにくい。これもどうにかならないか。

・ 車イススペースに、ベビーカーを利用する人も駐めてるところもある。**ベビーカーを利用する際も一般の駐車スペースではせまいので、わけてほしい。**車イスのスペースが少なすぎる。

・ 車いすの所は、車いすの方のみですって言われるけど**私の子供は車いすのより大きいバギーを乗っています。**また、**呼吸器、酸素をつけている**のですが、バギーってベビーカーだよねっと言われて普通の駐車場しか案内してくれない時があります。駐車場があるのはとても有難いのですが、医療機器を搭載のバギー、など車いすだではなくバギー等も理解あるとよいと思います

・ 車いす枠＝妊婦や小さい子ども連れの人も駐めれると思い車いすマークの認識が混同されるようになっているのではないか？

・ 私は筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群で外部的には問題なく、立つことも歩くことも全くできない訳ではありません。しかし5分立っていることも厳しい状態です。自分で車いすのハンドリムを回すとすぐに疲れて苦しくなるので家族に車いすを押してもらっています。（長時間車いすに座っていることも厳しいです） 幸いそれほど長い時間でなければ車の運転は出来るのですが、車から降りた後は自力で移動はかなりの困難です。自分で車いすのハンドリムを回すより最短距離を杖を使って歩く方がまだ楽なので、一人での外出時は杖を使用しています。しかし、一般的には **車いすを使っているか 使っていないかでのみ判断されるので車いす専用スペースを利用しづらいです。**（周りの視線、係員が案内）パーキングパーミット制度も 病名が該当しないと断れたことがあります。制度がしっかり周知されていなく、地域差が大きいと思う。

・ 妊婦さんが車いす用を使う意味がわからない。車運転出来る妊婦さんなら一般の駐車場でも幅は大丈夫。他の家族と一緒なら歩けるのだから杖など使って歩いてくれれば良い。車いすの人の駐車スペースがほとんどな

いのに妊婦まで使ったら車いす家族は大変です。

・ 乗降のスペースがないと困るので、自力歩行可能な方と車いすユーザーの駐車場は分けてほしいです。

・ 本当に広いスペースが必要なのは、自分で運転する車いすユーザーだと思うので、入口付近で降りたい人や、介助者が居て自分で運転していない人の乗降スペースを設けたらと思う。

④ 前後の広さも必要

・ 車の後ろから乗降車する際駐車場を長さがなく困ることが多くある

・ 福祉車両で後ろからスロープで乗り込むタイプ。横幅広めにとってあるところは多いが、前後に余裕がないところもある。車の通りを気にしながらスロープを出したら、乗り降りをしなくてはならず危険である。

・ 狭い駐車場ではすぐ横が駐輪場になっており、駐車スペースにバイクなどがくい込んで来ている。

⑤ 三角コーン

・ 三角コーンが置いてある場所があるのですが、これは本当に大変💦！度降りてどかさないと駐められない。三角コーンを置くのであれば、警備の方を付けて欲しい。

⑥ 申請手続き

・ （他県のことは分からないが）県の制度であるため、新規や更新の申請のためには県庁まで出向く必要がある（市町村に申請手続を委嘱してほしい）。

⑦ 制度的な課題

・ 全国的な制度導入とするのであれば、法的に位置づけをするといったことが必要なのではないか。

・ 期限切れている人の返還義務がない。(ケガや妊婦)

・ パーキングパーミット制度は、駐車禁止除外指定車証のように期限が書かれていないので、一度取得すると、状況が改善されても使用されるなど、基準がとても曖昧なように感じる。

・ **更新や返納が制度化されていない**

・ 他県にあまりない利用証の色だと相互利用時に理解を得づらい、全国統一の制度としてほしい

・ スペースごとに対象者が異なりわかりづらい（車いす利用者のみ、妊婦を含むなど）

・ 地域の人だけが許可制で、遠くから来た人が駐められない。

⑧ 罰則が必要

・ 車いす駐車スペースに対して、一般の方の良心でしか機能できていないところに問題があると思います。罰則まではいかなくても、なんらかのペナルティがないと浸透しないのではないかと思えてしまう。

・ アメリカのようにパーミッドを持っていない人が駐車したら罰金くらいにしないといつまでたっても不正使用が無くならないとおもいます

⑨ 入り口から遠い場所でも良い

・ 出入口に近いという理由でスペースが特に必要がない老人や無関係な人に使われていることがある。

・ 乗り降りスペースが確保されてないと車を置いてタクシーで帰らなければいけないので**遠くてもいいので絶対に横スペースが守られている車いす専用駐車場がほしい。**

・ 建物の出入口付近の車いすスペースは高頻度で埋まっており、利用できないことが多い。出入口付近であるには越したことはないが、車いすだからといって、必ずしも出入口でなければならない訳でなく、幅の広い駐車スペースがないと乗降車できないため、出入口付近に限らず、幅の広い駐車スペースを増やして欲しい。

・ 車いすの乗り降りで扉を全開にするためスペースが必要。入口から近いところは、スペースが必要ない人でも「近くて便利だから」って理由だけで使う人が多いので、入口近くでなくてもいいのでスペースのある駐車場

を設置してほしい。

- 車いすスペースは病院や商業施設の入口近くの便利な場所にあることが多く、高齢の方も利用したくなるのは理解できます。なので、車いすスペースは、屋根があり安全に乗り降り出来る場所であれば、便利な場所でなくても良いと思っています。
- スペースが入り口付近にしか無いと、車が渋滞してなかなか近づけないことがある
- 病院でしたら屋根があって入り口付近がよいかと思いますが、商業施設などでは分散していても大丈夫な方もいるのではと思います。ただ、分散して作る場合、車いすなどが安全に通れる通路があるかどうかが課題ですね。歩くようにサッと車を避けたら隙間を通り抜けたりはできないので。

⑩　その他

- 駐車スペースから施設の入口までの動線を HP から見られると便利。
- 一時的な怪我の人も気軽に利用出来ると良い。
- 高齢者が増えたのだから、もっと増えて良いと思う。
- 広さが必要、近さが必要なのは小さい子ども連れも同じ。
- ドアを全開に広げてこのスペースが必要な人に優先しています等写真を大きく提示して、視覚的に訴えるほうがいいのではないかと思います。
- 「パーキングパーミット」という名称が普及していないので、それに該当するか分かりませんが、警察署で発行される「歩行困難者」の証書を使用しています。他のパーミットを使用している方もいて、全国で統一されていないのが問題だと感じています。
- 初心者マークのように付ける車いすマークは 100 円ショップで購入などができるため、悪用されています。
- 左足首捻挫で一時的に足を引きずってでないと歩けない。車の運転は AT 車のため右足に負傷がないためできる。医師からは「できるだけ歩く距離を短く」と言われるが、パーキングパーミッドのステッカーは交付にならないため、車いす駐車スペースの使用は、台数も少ないため、躊躇する。
- 車いす枠フロアに入る為のゲートがある駐車場は事前登録や障がい者手帳をインターホンカメラで掲示してからゲートを通るため対象者以外の車が入れないようになっている。これがもっと広がってくれればいい。
- ワンオペで行う際は子どもの安全も心配。両手を使うので雨でも傘をさせない場面が多く、寝たきりの子どもも濡れてしまう。贅沢を言うならば屋根つきの、建物に直結したエリアに車いすスペースを作るよう、法制化してほしい。

3. 一般の駐車場の車いす駐車スペース（3.5m 幅の広いスペース）

（1） どのような場所に車いす駐車スペースを配置してほしいか

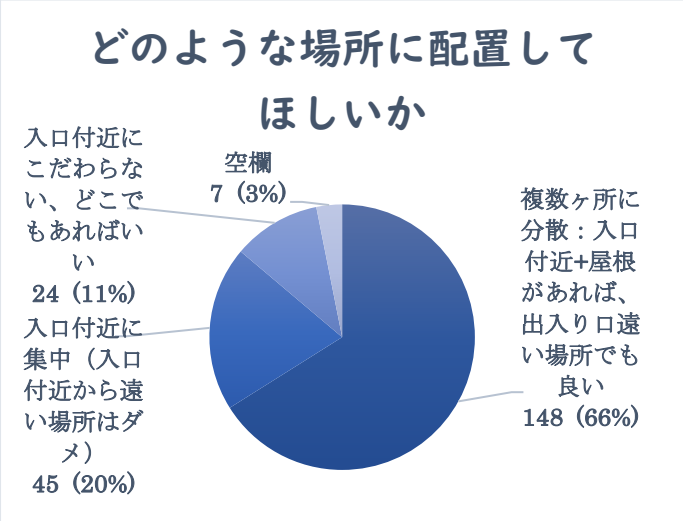

① 入口付近に集中：入口付近（入口付近から遠い場所はダメ） 45人

② 入口付近にこだわらない：どこでもあればいい 24人

③ 複数ヶ所に分散：入口付近＋屋根があれば出入り口遠い場所でも良い 148人

（2） 困ったこと（主な意見を抜粋）

① 車いすユーザー以外が駐めている

- 全く障害のない一般の人が駐めている。
- 高齢運転者標識をつけた車がよく駐まっている。
- 駐めている車の利用者が車いすやベビーカーを使っていない。
- 車いすを使わない障害児(者)も使える事になっているので、車いす使用のスペースと未使用のスペースを明確に別けてほしい。車いす未使用は広くなくても支障はないと思う。
- 車いす駐車スペースが空いていたら誰が駐めても良いと思っている人が多いと思う。車いす駐車スペースがどういう場所なのか、もっと知らせる努力が必要だと思います。
- 最近は障害者・妊婦・高齢者が同じ所に駐められる様になっているので空いてない。
- 多目的駐車スペースになっていることが多く、車いすユーザーではなく、ベビーカー使用も併用できるのが問題だと感じています。車いすとベビーカーは別物として考えたほうがいいと思っています。
- キッチンカー等、イベント会社の車が駐まっている場合がある。

② 車輌が無理やり駐まっている

- 車いすを降ろすスペースに、自転車やバイクが置いてあると駐められない。軽自動車が無理やり駐まっていることがある。
- 駐車スペースとスペースの間の乗り降りに必要な斜めなどに引かれている白線の上に車を駐められてしまい、結局スペースが無く乗れなくなってしまう。
- 広いが故に隣と隣の間に無理やり止まる方もたまに見かけるので、それだけはやめてほしいです。

③ 三角コーンが置いてある

- 三角コーンが置いてあって利用出来ない事があった。（意見多数）

・　スペースに健常者の方が駐めないようにカラーコーンが置いてある。電話すれば係員が来ます…という事ですが、（係員が来るまで）車を仮に駐めておく場所がないという所が多いです。
・　不正利用防止のためにコーンやチェーンを設置してあり、それで使えない場合もある。

④　後ろのスペースも必要

・　リフトで車いすを積み下ろしするので、バックで駐車するとリフトが出せない。スロープも難しい場合もある。前向き駐車するしかないので、車が通る通路側で車いすの積み下ろしをしなければならず、安全に車いすの積み下ろしができない。（同じ意見多数）
・　ミニバンのトランクに車いすを乗せているので駐車場の長さがもう少し欲しい。車止めまで下がるとトランクが開けられず、車通りの激しい店舗前などでは前向き駐車すると出られなくなる。
・　頭から駐車する場合もあります。その際は、道路や通路側にスロープが出るため、他の車にひかれそうになったり、通行の妨げになり渋滞を引き起こします。待たされたイライラで「早くしろよ」「急いでるんだ」などと怒鳴られることもあります。
・　バックドアからスロープを出して乗り降りしなければならないが、障害者用の駐車場にしろ一般車用の駐車場にしろ、後ろのスペースがほぼない事がほとんど。充分なスペースが空いていても、なぜかそこにポールや駐輪場、植木鉢などを設置していたり、ひどい場合はバックドアすら開かない狭さ。仕方なく前向き駐車をし、車の往来のある危険な場所にスロープを引き出し子供を降ろさなければならない。後続車から白い目で見られたり、無理やり通行され危険を感じる事も多くある。

⑤　屋根が必要

・　屋根がないために、降雨時には車いすの出し入れなどで余計に濡れてしまう（傘がさせない）。
・　屋根があると有難い。暑い日など特に車が暑くなりやすいので、気管切開している子などは スグに体温が上がりやすくなる。

⑥　数が少ない

・　そもそも総数が少ない。もっと増やして欲しい。（意見多数）
・　お年寄りが総じて障害者になってきており、また妊婦さんなど他の事情の方も使えるため、世の中の 1/3 は障害者用スペースを使おうとするくらいの勢いで、ユニバーサルスペースの争奪戦になっている。

⑦　事前登録・予約

・　ショッピングセンターで、事前登録制にしているところが増えてきました。車番を登録していれば、駐車エリアに入れるのですが、たまにしかいかない、もしくは初めて利用する場合、スペースは空いているのに駐められないということになるのが不便です。
・　都内の博物館等でよくあるパターンで、事前に電話で連絡して予約しないといけない（空きがなければ予約はできない）。国立の博物館や美術館は意外と身障者用駐車スペースの配備が整っていない（建物から離れた場所の駐車場だったり、そもそも専用の駐車場すらなかったり、雨除けの屋根もない）。

⑧　スペースの問題

・　車いすマークが描かれているだけで、幅が広くなっていない駐車スペースが多い。
・　大きな車が増え、扉が開ききらない(自分の車は2ドアで大きいのもある)
・　幅は広くて助かるが、（地面に）傾斜がついていると、乗り降り時辛い。
・　歩道への段差がある所もある。
・　車いすスペースの駐車場近くにスロープがない場所もあり、困りました。遠回りして段差のないところまで行く

距離があって驚いた経験がありました。

・ 優先スペースなのに有料駐車場に設置されている跳ね上げ式の板があると車いす利用者は乗り降りが非常に難しい。

・ 周囲に縁石がある場合は車いすの幅を確保することが非常に難しい。

⑨ 車いすスペースの位置

・ 後部からスロープでバギーを下すので、横幅のゆとり以上に奥行きが重要だが、なかなか奥行きは確保されていない。前向き駐車で車路にスロープをはみ出して乗降するが、他の車の通行の妨げにもなるし、危険も感じるので、困っている。車いすスペースが、通行量の多い出入り口付近に設置されていることもひとつの要因なので、敢えて出入り口から離れた、空きの目立つ場所に駐めることも多い。

・ 車いすスペースがお店の入り口に近すぎて車と人の往来がありすぎて逆に駐めずらい

⑩ 表記・案内表記

・ ネットで事前に調べても、車いす駐車場の場所までは記載がないので、初めていくところでは困る。

・ 車いすスペースが何台分あるか。車いすスペースが満車か否かの標識があると分かりやすくてよい。

・ 車いす駐車スペースがわからなくて何周もしたことがある

・ 空車、満車の表示は、車いすスペースに反映されない。

・ 有料駐車場で、空車有だが車いすスペースのみ満車の場合に、場内待機を指示され待機中の駐車料金が発生する場合がある

・ 床面だけではなく車いす枠の天井部分に車いすのマークが掲示してあると遠くからでも見つけやすい

・ 車イス専用の駐車場と介助者のスペース、妊婦の方の駐車スペース、障がいの有無に応じたスペースを誰が見ても分かりやすいマークで出来るといいと思います。

⑪ その他

・ 空きが無く、諦めて帰った事が何度もある。

・ 子どもが一緒の場合、子の安全を確保しつつ、自分の安全も確保する緊張がすごい。

・ 明確な法整備の無い事に不満です。

・ 肢体不自由の５歳の娘がバギーを使用しています。今は、バギーから下ろして抱っこして後部座席のチャイルドシートに座らせています。駐車場では隣が空いていないとドアが全開にできず娘を抱っこで乗降車させられません。また、駐車場スペースの奥まで車を入れるとトランクが開かないため、駐車スペースから前方にはみ出して一時駐止してバギーをおろし、そのあと奥まで入れるようにしています。前にはみ出している間、他の車両の通行の邪魔をすることになり焦ります。またトランクから出したバギーが、車と車の間を通れず出せない事があります。また、雨の日は、バギーを畳んだり広げたりして、娘を座らせるなど傘をさして片手でできるわけでは無いので、屋根は欲しいです。

・ 医療機器を積んだ、バギー型車いすを使うことが多い。

・ 障害者用スペースがない駐車場は道路はみだして車いすを出しっぱなしにして息子を乗降させたりするので、本当に怖いし、申し訳ない気持ちになる。

4. その他の駐車場の問題（主な意見を抜粋）

（1）　コインパーキング

① 車いす駐車スペースがない。

- **車いすスペースがないので利用したことがない。（同じ意見多数）**

② 固定装置

- **フラップ版（固定装置）が邪魔で車いすでは利用できない。（同じ意見多数）**

③ 精算機

- **車いすでは精算機に手が届かない。（同じ意見多数）**
- 上司障害がある場合、コイン投入やカードを入れる等は困難。
- **事前精算してから出庫までの制限時間が短い。車いすを積んだり、車に乗り込むのに時間がかかり、事前精算が利用できない。（同じ意見多数）**
- 料金支払場所まで行くのがバリアフリーになっていない。
- バー式のコインパーキングでは、チケットを取ったり、料金を払う時に、車と機械との幅を調整するのが難しい。ETC の技術などを応用した料金の支払い方法も検討して欲しい。

④ 案内表記

- 車いす駐車スペースの有無が外からひと目見ただけで分からない。
- ゲートを入ってからでないと身障者スペースが空いているかの確認ができず、空車の表示を見てゲートを入ったはいいけど、駐めることができなかったこともある。

⑤ その他

- 駐車場出入り口が狭かったり、ポールが立っていたり、段差があって、そもそも駐車場を利用できない。
- 砂利が敷かれていると車いす操作ができない。
- 乗り上げ式は振動(衝撃)で身体(特に重度障害)への影響が大きい。
- 固定装置がなくて駐車出来ても、戻ってきた時に横に車が駐まってしまうと乗り込む事が出来ない。
- 一般的なコインパーキングは、いかに台数を多く駐められるようにするかを優先して考えているので、街中のコインパーキングは狭くて使ったことがありません。
- 車輪止めがなく写真で管理してくれる駐車場が良いです。

（2）　機械式立体駐車場

① 車いすで利用できない

- **車いすで運転しているが、乗降できる機械式立体駐車場がない。（同じ意見多数）**
- 立駐は使えないものだと思っている
- 電動リフトなので、高さがハイルーフでほぼ入らない。

② 同乗者がいないと利用できない

- 本人が知的障害との重複なので、1 人待たせることができず、利用できない。
- 車いすに乗っている重度の身体障害の子供を先に降ろし、一人で置いて自分は車を駐車して戻る事は難し

い為、選択肢にも入らない

③ その他

- **係員さんが（運転して）立体駐車場スペースに入れて欲しい。**
- 最近の機械式はフラットになっていて乗降しやすいものもある。
- 機械式で係員がいるデパートやショッピングセンターなどは、時間をかけて積みおろせるようにしてもらえるなど、とても**配慮してくださるので助かっている。**
- 車いすで立体駐車場に駐車できたとしても、エレベーターがないと移動が困難。夜になるとエレベーターが駐止されるところもあり、車に戻れなくなることがある。
- 降りて来るエレベーターがない。

（3） その他

- 車いすに移乗するので横にスペースが欲しいが、障害者駐車場が少ないため車いす本人が運転している人の方が大変だろうとほとんど置いていません。端っこのスペースがあいている普通の場所に置きます。もっと台数があればいいです。**入口の近くにある必要はありません。それより確実に置ける場所が欲しいです。**
- いくら総数を増やしたり身障者が使いやすくしても心無い人がいる限りは問題の解決にはならないと思う。
- 公的な施設の方が車いす駐車場の設置がしっかりされていそうでそうでも無い。台数もない。公的な施設から整えないと民間企業に浸透しないのではないか。
- モラルの問題だが、車いすの方が乗ってない場合でも、一般の駐車場が空いてないからと使う人をよくみる。各都道府県で妊婦や障害のある人にミラーに引っ掛けるカードを配っているが、不要になっても返却せず、有効期限が書いてあってもお構い無しに使用、もしくはわざわざ消して使用してる人もいる。妊婦で子連れも大変なのは分かるが、なんのための障害者用のスペースなのか考えて欲しい。知的や内部疾患の人でも本当に必要な人は、警察署から駐禁除外の申請出来るからその申請をした上で、その方が利用している時だけの利用の徹底や、別で知的や内部疾患の方用の駐車スペースを作るべき。
- 杖だけの人も専用で出入口の近くで駐められるスペースがあればいいと思う。
- この議論にぜひ福祉車両の開発者も入れていただき、使える車いす駐車場と使える福祉車両を作っていただけるようになればいいなと思います。
- 駐車スペースが少ない分取り合いになってトラブルになりやすい。
- 長距離歩けませんが、一見健康そうに見えてしまうので、車用のヘルプマークがあるといいなと思っています。

5. 好事例（主な意見を抜粋）

① ショッピングセンター

- **イオンの大型店舗ほぼ全てで、専用のリモコンが無いと使えない仕様となっており、本当に必要な人しか使えないのが良い。（意見多数）**
- イオンモールつくばは車いす向け専用駐車場があり、初めて訪れ登録がなかったが、インターホンでやりとりをしてとめることが出来たから有り難かった。事前登録でスムーズに使えるなら普段使いにとても助かる。
- スマーク伊勢崎→車いす駐車場付近に警備員さんがいて、人の目があるせいか車いすでない人が駐めているところを見ない。
- けやきウォーク前橋→車いす駐車場(スペースが広い)の他に、広さは必要ないが歩行困難な人用に身障者用としての駐車場もあり、台数もそれなりに確保されていて良いと思う。
- ららぽーと横浜は、入口で車いすスペース希望の旨を伝えると、その都度警備員さんが、コーンを退けてくださるので、健常者の方は利用しづらい。
- 横浜みなとみらいに駐車場では警備員さんが優しく誘導してくれ、うれしかったです。
- テラソパーキング（福岡市博多区）：車いす利用者が自己運転で利用可能な機械式立体駐車場あり
- アリオ橋本店の平面駐車場の障害者スペースは、一般車用の駐車場と遮断機で明確に区別され、自由に行き来出来るが、必要とする人以外は入りづらい仕様。その為不正利用は少ない。後ろのスペースも充分に確保され、とても利用しやすい。
- 玉川高島屋の駐車場には、売り場への入り口近くにスタッフがいて、車いす用駐車場スペースに誘導してコーンをどかしてくれる。（車いす用駐車場は売り場入り口近くにある）。スタッフが誘導するので、車いすや高齢者などではない対象外の人は駐めにくい。

② 空港

- 羽田空港　パネルがたっており、車に乗ったままインターホンでおろして欲しいと伝えると、機械が下がるようになっているため、不要な人がとめていない。パイロンではないため、車から降りる必要がない。少し時間はかかるがさがし回ることを考えると許容範囲か。
- 成田空港第１ターミナルの駐車場(駐車場の正式名称は不明)。普段は車いす駐車スペースの真ん中にポールを立てて駐車できないようにし、車いす駐車スペースを利用する際は駐車場の管理人に連絡をすればポールを撤去してくれる。車いす駐車スペースの不適切利用が減り、必要としている人だけに提供できていた。
- 新千歳空港駐車場 Ａ 駐車場　予めに新千歳空港駐車場のお問合せに電話連絡をすると、車イス用駐車スペース１台分を予約することができる。
- 中部国際空港では、身障者用駐車場に駐めるには駐車禁止除外者標章がないと駐められないので、本当に必要な人が駐められる。
- 関西空港　障害者駐車スペース（数十台分あり）のエリアに入るところにゲートがある。そこでカメラに向かって障害者手帳を見せるとゲートが上がって入ることが出来る。この仕組になってからは、いつも駐車スペースが空いていて、駐められるようになった。以前は、駐車場全体がガラガラでも、車いす駐車スペースは全部埋まっており（障害者以外が利用）、ほとんど利用できなかった。
- 福岡空港国内線ターミナル駐車場：パーキングパーミットスペースにフラップがあり空車時は上がっていて、入口ゲートでの対象者の申出により遠隔操作でフラップを下げる

③ 高速道路

・ 記憶が定かでは無いですが、ららぽーと海老名が一般駐車場も含めて全ての駐車場で駐車場の空き状況を駐車スペースの上にあるランプで知らせ、適正駐車につなげているといった取り組みをしていました。

・ 高速道路の大型のサービスエリアでは混んでる時、案内の方が立っているので、誘導してもらえるし、空いてるか、空いてないかも分かるのでありがたい。

④ 係員

・ 車いす駐車場スペースにコーンがたっていて、駐車場案内の方が コーンののけてくれた。(スーパー)

⑤ アナウンス

・ 近所のアピタの地下駐車場の障害者用が常にアナウンスが流れていて一般の方はとめられないようにと。

⑥ トイレ

・ 身障者用駐車スペースのすぐそばに、身障者トイレがあると便利。

⑦ その他

・ 清算後、ナンバープレートを読み取って出庫時に駐車券を入れずに出られる駐車場は良いと思う。駐まって駐車券を入れるのも大変。

・ 車いす駐車場近くに高齢者マークのついた駐車スペース、妊婦さんママさんマークのついたスペースがあり、必要な箇所に必要な人が駐めることができる。

6. その他（主な意見を抜粋）

・ 街中のコインパーキングにも、1台でいいので、車いす駐車スペースの設置を義務づけるようにしてほしい。

・ 車いすや歩行器やベビーカーなどが乗降するのには広さが必要だという事を、もっと周知して頂きたい。免許更新時のビデオに入れてもらえないか。

・ 違反者には罰則規定を設けるなどしないと、解決しないと思う。

・ 欧米先進国では罰則付きの法律があり、きちんと取り締まりもされるので違反する人は少ないと聞く。日本もそうするのが一番だと思う。

・ 「優先」はやめて専用を作る。スペースの案内を充実させる。

・ 車いす駐車場利用者の中にも、広さの意味を理解せず 2 台のスペースに無理やり駐めてくる軽自動車などもあり、車いすユーザーの広さの必要性を広く社会に浸透させる必要を感じる。

・ なぜ身障者スペースが必要なのか、教習所や免許更新時に、しつこいぐらいに説明をして欲しいです。

・ どういう素晴らしいスペースを作ろうと、モラルが一番の問題だと思う。車いすスペースを「ちょっとだけならいいでしょ。」って意識で利用する健常者も少なくない。悪質な人は、「家族が車いす利用している。」などと言い本人はその場にいないのに利用している人もいる。実に頭の痛い問題である。

・ 車いす利用者でも付き添いがいる、いない、運転者が健常者か障害者かでもスペースの必要性も変わってくるので、付き添いがいる時は障害者スペースを使わなくて済む方法を考えたりしています。ひとりで動く車いす利用者が安心して確実に駐められる場所があると本当に嬉しいです。

・ 利用者の「善意」や「思いやり」に頼らない制度設計をしてほしい

・ 車いすで利用可能な駐車スペースが満車な場合、他の駐車スペースがいくら空いていても施設が利用できず困っている

- 必ずしも介助者が複数人で移動している訳ではない。介助者が一人で障害者が子供の場合、『先に障害者を安全な場所で降ろして、一人で置いておいて車を駐める』が出来ないことをわかってほしい。
- 車いす＝障害者スペースの印象が強すぎて、見えない障害で利用する人たち（及び介護者）は困っている。象徴となる車いすや医療ケアの道具が見える人たちばかりが障害者ではないことを周知してほしい。（しつけが悪いから平気で使うと因縁をつけられることもある。）
- 車いすに乗っていなくても歩行が困難な人がいるので、車いすに拘らず入口近くの安全な場所に沢山設置して欲しい。
- 佐賀県はパーキングパーミットを配りすぎて、県民の三分の一が所持しています。期限が来ても回収されていません。さらに手書きで期限を書き直して使用したり、誤魔化して期限を隠すように提示して使ったり。妊婦さんに配られたパーキングパーミットで、旦那さんが堂々と駐めたり。あきれたものです。
- 車いすスペースと言いつつも、今後はそれ以外の視覚、聴覚、内部障害(知的、精神等)といった多機能な表示をプラスで加えたほうが、同居する家族やヘルパー等の送迎や日常で利用するのがこれまで以上に使いやすくなるのではないかと感じる

2021年11月18日

車椅子使用者用駐車施設等に関する意見

DPI 日本会議 佐藤 聡

1．スペースの複数化と対象者の明確化

・ DPI のアンケートの結果、多様な人が配慮された駐車スペースを必要としていることがわかった。ただし、ニーズが少しずつ違うので、スペースを以下の3つに分類し、設置することが必要。

・ 特に検討が必要なことは、ベビーカー利用者をどこに含めるか。ベビーカーも幅が必要であるし、違う場所で降ろしても、親が車を駐車してくるまで一人で置いておくことはできないので、広いスペースが必要ではないか。3.5m 幅の利用対象者に含める場合は、利用者が格段に多いので、設置比率を大幅に増やすことが必要となる。

（1）3.5m 幅スペース

① 3.5m 幅スペース

・ 車椅子使用者、バギー型車椅子使用者を対象とする。ベビーカー利用者（?）

② 3.5m 幅+前後に長いスペース

・ 後方からスロープやリフトで乗降する車輌のスペースを設ける。

・ 車イスで後部と運転席等の行き来に支障のない構造（後ろのゆとり、車止めの間隔）を確保する。

（2）歩行困難者スペース

③ 長距離歩行が困難者な障害者（内部障害含む）、高齢者、妊婦、ベビーカー利用者（?）

2．スペース設置数の増設（義務基準）

・ 現状、スペースが少なく必要な人が利用できていない。

・ 義務基準として、上記の3つの分類を設け、スペースの設置基準を増やすことが必要。

・ 具体的には、全体で10%以上設けることが必要。

例えば

①3.5m 幅 → 最低 2 以上（50 台未満）、3%以上（50 台以上）

②3.5m 幅+前後に長いスペース → 最低1以上（50台未満）、2%以上（50台以上）

③歩行困難者スペース → 最低3以上（50台未満）、5%以上（50 台以上）

※ ベビーカー利用者をどこの分類に含めるかによって比率は変わってくる。

【参考】 現行基準

① 政令第379号第17条、移動等円滑化基準

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設

ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

② 道路の移動円滑化整備ガイドライン
身体障害者用駐車施設（身体障害者用駐車施設）
第 22 条 自動車駐車場には、身体障害者が円滑に利用できる駐車の用に供する部分（以下「身体障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。２ 身体障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合にあっては当該駐車台数に 50 分の１を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が 200 を超える場合にあっては当該駐車台数に 100 分の１を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。３ 身体障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。一 当該身体障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。二 幅は、3.5 メートル以上とすること。三 身体障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

【問題点】
① 義務基準は特定路外駐車場（駐車マスが 500 ㎡以上のもの）のみ。→小規模のコインパーキングなどは対象外。
② 一以上なので、規模に関係なく一スペースあればよい。→規模に応じて増やすように比率で決めることが必要。

3. スペースの配置

（1）3.5 幅は複数場所に設ける
・ 出入り口に近いところには必ず１ヶ所設け、さらに、複数ヶ所設ける。
・ 乗降スペース及び建物まで屋根を設ける
（2）歩行困難者スペースは出入り口付近に設ける

4. その他の駐車場

（1）機械式立体駐車場
・ 機械式立体駐車場も、車椅子利用者が乗降できる設備を整えることを義務化する。
・ 現在、車椅子利用者が利用できない構造のものは、係員が代わりに運転し駐車する。

（2）小規模の駐車場（コインパーキング等）
・ 現行では500㎡未満の駐車場には車椅子スペースの設置が義務化されていないが、コインパーキングも含めて義務化が必要。

・　その際は、不用意な車止めのために車いす使用者が運転手の場合の駐車が妨害されないよう、適切な機器を設置する。
・　さらに、最低2ヶ所以上というように最低基準を設けることも必要。

5. 表記・案内

（1）駐車場に入場する前の案内や HP 等に、車椅子スペース（3.5m 幅）の有無、設置位置を表記する。
（2）満車空車の情報提供には、車椅子スペースの満車空車情報も表示する。

6. 精算機

（1）車椅子使用者も利用できるように、高さ、精算機までのアプローチ、地面をバリアフリー整備する。

7. 運用上のルール

（1）三角コーンやチェーンは極力設けない。
・　車椅子使用者が単独で運転している場合は、下車して動かすことができないため。
（2）一般客の不適切利用を防止するために三角コーンやチェーン等を設ける場合は、車椅子利用者が来たときに速やかに駐車できるような体制を必ず設けることを条件としていただきたい。
（3）3.5m幅の駐車スペースは、空車の場合でも、他の者が駐車してはいけないことにする。

8. パーキングパーミット

（1）全国統一基準を設ける
・　スペースの分類、利用対象者、設置数、配置等の統一基準を設ける。
（2）更新や返還の規定を設ける。
・　ベビーカー利用者等利用しなくなった場合に返納を義務化する。

9. その他

（1）免許取得・更新時の研修に、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用を盛り込む。
（2）調べていただきたいこと
①　諸外国の対応を調べてほしい。
・　上手く行っている仕組みはないか。

・　特に罰則の有無について調べていただきたい。
・　民間の駐車場の障害者スペースにも罰則規定を設けているのか。設けている場合なぜ、そのようなことが出来るのか。

② パーキングパーミットを行っている自治体で、上手く言っている事例はないか。
・　上手くいっている理由も調べていただきたい。